別記様式第24号(第64条関係)

第1面

第　　号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
第100条第2項において準用する同法第13条第2項の規定による立入検査証

写

真

職名及び氏名

年　　月　　日生
年　　月　　日交付

法 務 大 臣　　印

厚生労働大臣　　印

第2面

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律抜粋

(報告徴収等)
第13条　(略)
2　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3　第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告及び検査)
第100条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又は当該職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2　第13条第2項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第112条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
一～十一　(略)
十二　第100条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合におけるその違反行為をした機構の役員又は職員

(備考)用紙の大きさは、日本産業規格B7とすること。